

運営指導時準備書類一覧

1 事前提出書類(それぞれ1部ずつ)

【書類の事前提出は、原則、メール提出としています。柏市指導監査課(kansa-kaigo@city.kashiwa.chiba.jp)宛てにデータファイルを添付し、提出してください。メール提出ができない場合は、個別に御相談ください。】

※老人福祉法の運営指導と重複するものは提出不要です。

※(1)(2)(3)の様式は、柏市ホームページ「運営指導用資料(介護保険法)」(https://www.city.kashiwa.lg.jp/shidokansa/jigyosha/welfare_sr/kaigohokenho/shido/jitchishido.html)に掲載しています。

- (1) 運営指導事前提出チェックリスト
- (2) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(運営指導を行う月の前3月以内の月のうち、1か月分)。
- (3) 介護保険施設等における利用者の概要(サービスごと)
- (4) その他運営指導の実施通知において提出を求める書類(特に指定がない場合は不要)

2 当日準備書類(既存の書類)

- (1) 利用者に関する記録(居宅サービス計画、各サービス計画、提供記録等)
- (2) 介護報酬に関する資料(加算の各要件が確認できる資料、介護給付費等の請求に係る資料等)
- (3) 苦情に関する記録
- (4) 事故に関する記録
- (5) 研修に関する記録
- (6) 非常災害対策に関する資料(消防計画等)【通所介護等、基準上作成義務のある事業所に限る】
- (7) 従業者に関する資料(出勤簿、タイムカード、資格証、雇用契約書、辞令等)

※その他、当日、書類の提示を求めることがあります。あらかじめ御了承ください